

令和7年度大阪市高齢者実態調査等の概要

1 調査目的

本市における高齢者の保健福祉・介護等にかかる施策については、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「計画」という。）に基づき推進しており、この計画は、高齢者とその家族形態やニーズの変化、社会経済状況の推移、国の施策動向を踏まえ3年を一期として策定することとしています。

また、令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、市町村においては実情に即した市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務とされました。「大阪市認知症施策推進計画」については、令和6年12月3日に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」を基本としつつ、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画と調和が保たれたものでなければならぬため、第10期計画より、これらを一体とした「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定する予定です。

令和8年度に次期計画を策定するにあたり、高齢者等のニーズを的確に把握し、本市における今後の高齢者施策及び介護保険事業制度の運営に資する基礎資料とするため、高齢者本人をはじめ介護者、介護支援専門員、高齢者施設等への実態調査を令和7年度に実施します。

2 調査種別

調査名		対象
高齢者 実態調査	本人調査	市内在住の65歳以上の高齢者
	介護サービス 利用者調査（介護者調査）	市内在住の要支援・要介護認定者で、令和7年4月1日時点で介護サービスを利用している者及びその介護者
	介護サービス 未利用者調査（介護者調査）	市内在住の要支援・要介護認定者で、令和7年4月1日時点で介護サービスを利用していない者及びその介護者
	介護支援専門員調査	市内の居宅介護支援事業者に勤務している全介護支援専門員（悉皆調査）
	施設調査	市内にある以下の介護保険施設及び福祉施設（悉皆調査） <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・ 地域密着型介護老人福祉施設 （地域密着型特別養護老人ホーム） ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 生活支援ハウス

		<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム ・有料老人ホーム ・有料該当のサービス付き高齢者向け住宅 ・サービス付き高齢者向け住宅
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査		市内在住の65歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない者

3 実施時期

(1) 高齢者実態調査

令和7年7～8月頃実施予定（令和4年度は9月～10月実施）

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

令和7年11～12月頃実施予定

※(2)については、厚生労働省から調査項目等が示される日程により、実施時期が前後する可能性があります。